

## <地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）>

### 第3次募集

### Q & A

#### I 補助対象者、補助事業実施場所について

##### 1 単独の商店街組織は対象となりますか

単独の商店街組織は対象となります。

本補助金の対象は①商店街組織、②商店街組織と民間事業者との連携体です。

##### 2 対象となる民間事業者とはどのような組織ですか

定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、まちづくり会社、NPO法人等のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者です。

なお、まちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者かどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

##### 3 単独の民間事業者は対象となりますか

単独の民間事業者は対象となりません。

本補助金の対象は①商店街組織、②商店街組織と民間事業者との連携体です。で、民間事業者については、商店街組織との連携体であれば対象となります。

##### 4 商店街組織、民間事業者は設立して間もない場合も対象となりますか

設立して間もない場合は対象となりません。

商店街組織、民間事業者ともに申請時において、原則、設立（結成）後1年以上を経過していることが必要です。

##### 5 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

申請者が定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織としての役割を担っており、入居店舗の多くが中

小企業者であり、地域住民とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっている場合は、対象となります。

なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 6 問屋街や市場は対象となりますか

申請者が規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織としての役割を担っており、開場時間が極めて限定的でなく、個人客向けにも販売している卸売業者や小売業者等が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域である場合には、対象となります。

なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

#### 7 スタンプ会やまちづくり協議会等は対象となりますか

構成者の多くが中小企業者であり、商業振興や地域振興を目的とした取組をおこなっている等、商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。

なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。

#### 8 商工会、商工会議所は対象となりますか

一定の商業集積がある地域において他に商店街組織が存在せず、商工会、商工会議所が商店街組織としての役割を担っている場合は、商店街組織として対象となります。

なお、商店街組織としての役割を担っているかどうかについては、これまでの取組内容や事業計画等から判断することとなります。

また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者として商店街組織と連携することで対象となります。

#### 9 中小企業者の定義とはどのようなものですか

中小企業者の定義は下記のとおりとなります。

(業種：従業員規模・資本金規模)

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

※詳しくは、中小企業庁HPでも確認いただくことが出来ます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

#### 10 経営赤字の商店街組織や民間事業者でも対象となりますか

事業遂行能力の観点から審査によって適否を総合的に判断します。

なお、倒産手続きに入っている場合は対象となりません。

#### 11 事業に係る費用を民間事業者のみで負担することは可能ですか

商店街組織と連携体を構成し、民間事業者の事業における役割等から連携体としての実態（単に企画・調整といった関与だけでなく、商店街側の効果を取り込むための積極的な取組があるのか等）が認められる場合には可能です。

また、商店街組織の事業における役割等から、事業主体としての実態が認められる必要があります。

#### 12 事業実施場所が商店街区以外でも対象となりますか

原則、商店街区内（共同店舗・テナントビル等はその施設内）とします。

ただし、商店街等での事業効果（歩行者通行量の増加、外国人観光客数の増加、売上高の増加等）が充分に見込まれるのであれば、実施場所が商店街区外であっても認められる場合があります。

#### 13 申請者自身が地域文化資源を所有等する団体等からの承諾書の作成者となることは可能でしょうか

申請者自身が地域文化資源を所有等する団体等となることはできません。

#### 14 活用を予定する地域文化資源を所有等している団体等が、連携する民間事業者として補助対象者となることは可能ですか

補助対象者となることはできません。

## II 補助対象事業について

### 1 地域文化資源活用空間整備事業を申請することは可能ですか

第3次募集においては、地域文化資源活用空間整備事業の申請はできません。地域文化資源活用交流促進事業のみ申請の対象となります。

### 2 地域文化資源とはどのようなものを指しますか

本事業においては、歴史的建造物群や自然遺産、伝統文化、地域産品など、その地域に立地・発生等して、現在もその地域に相当程度の関わりがあり、外国人観光客の消費促進のきっかけとなるものを指します。（公序良俗に反するものを除く。）

### 3 すでに地域文化資源を目的として外国人観光客がきているという「実績」は必要となりますか

今後、その地域文化資源をきっかけに、外国人観光客の誘引、商店街での消費喚起に結びつく説明がなされていれば、必ずしも実績は必須ではありません。ただし、申請時点における地域文化資源の特長（例えば来場者数、外国人観光客数等）や連携内容の記載から、事業効果が高く見込まれるものを優先的に採択します。

### 4 募集要領において、「活用を予定する地域文化資源は、商店街と近接するものに限ります。」とありますが、近接とはどのくらいの範囲を指しますか

原則隣接市町村内とします。

その地域に根差している文化であって、外国人観光客の誘引、商店街での消費喚起につながるものが対象となります。

### 5 地域文化資源活用交流促進事業において、補助事業終了後もイベントを継続して実施する必要はありますか

補助事業終了後のイベントの継続実施については、申請時の条件とはしませんが、事業効果の観点から、自主的に継続実施する工夫がある場合は審査において加点対象となります。

6 地域文化資源活用交流促進事業において、複数の地域文化資源を活用して、年度内4回以上のイベントをそれぞれ開催する計画は補助対象になりますか

補助対象となります。

なお、第3次募集においては、年度内1回以上のイベントを開催する計画が補助対象になります。

7 地域文化資源活用交流促進事業において、一時期にまとめてイベントを開催（例えば2ヶ月で4回開催）する計画は補助対象になりますか

定期的なイベント開催への支援であるため、短時期にまとめて開催する計画は補助対象となりません。事業実施の開催間隔は2週間程度を想定しています。

8 地域文化資源活用交流促進事業において、既存イベントの開催は補助対象になりますか

既存イベントをそのまま実施するだけでは対象となりませんが、地域文化資源のさらなる活用や外国人観光客向けに新たな取組を付加する場合は対象となります。

9 地域文化資源活用交流促進事業において、イベント内容やテーマは各回とも共通でなければならないのでしょうか

共通である必要はありませんが、それぞれのイベントで地域文化資源を活用し、外国人観光客の誘引・消費喚起につながる取組である必要があります。

10 地域文化資源活用交流促進事業において、イベントでの販売事業などの収益事業を行うことは可能でしょうか

申請は可能ですが、補助事業による収入で自己負担額が0になる計画は認められません。また、事業終了時において商店街として収入がある場合は、補助金額から減額する場合があります。

11 地域文化資源活用交流促進事業において、イベント当日に歩行者通行量や外国人観光客の数を把握するための補助員の労務費は補助対象経費として認められますか

認められません。

12 プレミアムフライデーを活用した事業とはどのような事業を指しますか

月末金曜日付近に開催する内容で「プレミアムフライデー」を活用した取組とわかる文言を使用している事業を指します。

### Ⅲ 補助対象経費、補助金額について

1 応募時の要望金額がそのまま補助されるのですか

採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となりますので、必要な経費を精査したうえで申請してください。

また、採択された場合においても、予算の都合等により要望金額が減額される場合があるほか、経費の内容を精査した結果、交付決定、確定時に補助金額が減額される場合があります。

2 光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料は補助対象となりますか

補助対象となりません。

3 商店街組織と民間事業者の連携体での申請の場合、両者間での受・発注は補助対象となりますか

商店街組織と民間事業者の両者は各々事業の企画・運営等にあたることとなり、いわば事業の実施主体となります。このため、事業の実施主体内での受・発注にあたるものは補助対象となりません。

4 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

5 消費税は補助の対象となりますか

消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領13ページをご確認ください）。

#### IV 要望手続き等について

1 台風21号の被害を受けた地域にある商店街が、特別の加点対象となるためには、どのようにすればよいですか

次の①及び②に該当するものであつて、③又は④に該当する場合には、審査において特別の加点対象とします。

- ①台風19～21号等の、平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害によって被害を受けた山形県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に所在する商店街
- ②申請書類のうち「別紙4 地方公共団体からの支援計画書」において「2. 事業実施期間中の当該事業への支援体制」のうち、金銭的支援、人的支援、その他の支援のいずれか又はすべてにおいて地方公共団体からの支援がある商店街
- ③平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の影響により、罹災証明書若しくは被災証明書の発行を受け、この写しを申請書類と併せて提出する商店街（なお、罹災証明書若しくは被災証明書の取得が困難な場合、写真等での代替も可能です。）
- ④平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の影響により、当該災害の後における売上が災害の前に比べて減少しており、申請書類のうち「別紙1 事業計画書」の（2）事業計画の②事業実施効果のうち「目標数値（平常時）」欄の「事業実施前」欄の「備考」欄において、当該災害の前・後の月単位の売上の記載があり、商店街等のにぎわいを創出する必要が認められる商店街（売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の売上高を把握してください。）

①及び②についてはどちらも必須になります。

③、④については、どちらかの提出をお願い致します。

2 罹災証明書若しくは被災証明書の取得が困難な場合において、写真等で代替するとき、どの程度の資料が必要ですか

商店街内で被害があったことがわかることと、台風19～21号等、平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害によって受けた被害であることがわかることが必要です。必要になる資料については、個別の設備等によっても異なるため、判断に迷う場合にはご相談ください。

3 地方公共団体からの「支援計画書」がないと対象にならないのですか

本事業は地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体からの「支援計画書」の提出を必須としています。「支援計画書」がない場合は書類不備となり対象にはなりません。

4 「支援計画書」は都道府県、区市町村どちらのものを提出すれば良いですか

原則、申請する商店街組織が一の区市町村に存する場合は、当該区市町村からの「支援計画書」が必要です。区市町村の「支援計画書」とあわせて都道府県からの「支援計画書」を提出していただいても構いません。

また、商店街組織が区市町村を跨ぐ場合や、区市町村を跨いだ複数の商店街組織による連名の申請の場合は、それぞれの商店街組織の存する区市町村又は都道府県からの「支援計画書」が必要となります。

5 「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の提出は必須ですか

本事業の申請においては「商店街が掲げるビジョン、事業計画」の内容についても審査の対象としているため、必須となります。

なお、補助対象である商店街のビジョンや事業計画であることが必要で、区市町村が策定する総合計画等をそのまま引用し代替することはできません。

また、「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」の認定計画がある場合は、その計画に基づいて記入してください。

6 目標数値にはどのようなものを設定するのですか

「歩行者通行量」、「外国人観光客数」、「売上高」については必ず設定してください。また、合わせて「その他の指標」として、実施する事業の特性に応じた独自の目標数値についても設定してください。



7 歩行者通行量の測定について、測定時間等に決まりはありますか

歩行者通行量の測定については、イベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、同一月内における2日間の平均値としてください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告においても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（測定する時期・時間・場所等）を用いてください。なお、地域文化資源活用交流促進事業については、事業実績報告において、イベント当日の商店街等の歩行者通行量、外国人観光客数及びイベント会場の歩行者通行量、外国人観光客数を報告する必要があります。

8 売上高はどのように把握すれば良いですか

売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗（組合加入の有無は問いません）の**当該年度1年間の売上高の総計**としてください。

なお、アンテナショップの売上のみ、イベントの売上のみ等は不可とします。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告に当たっても、事業実施前と比較できるように必ず同様の手法（把握方法等）を用いてください。

9 目標数値における「その他の指標」にはどのようなものが考えられますか

イベント事業の満足度や当該イベントの認識率等が考えられます。

10 外国人観光客数はどのように把握すれば良いですか

外国人観光客数については、「歩行者通行量(人)×外国人観光客の割合(%)」を用いて算出してください。

11 外国人観光客の割合の測定について、測定時間等に決まりはありますか

外国人観光客の割合の測定については、歩行者通行量の測定と同様にイベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行うこととし、400人程度の歩行者に占める外国人観光客の割合を測定してください。400人程度の歩行者に占める割合の測定が困難な場合については、1日の歩行者通行量の半数程度を目安に測定してください。

ツアー旅行客など外国人観光客であることが判別可能な場合には、視認等の方法、外国人観光客か判別ができない場合には、ヒアリングの実施等により割合を測定してください。

また、補助事業終了後の事業実施効果報告等にあたっては、事業実施前と比較

できるように必ず同様の手法（測定する時期・時間・場所等）を用いてください。

1 2 歩行者通行量の測定と外国人観光客の割合の測定については同じ日に実施しなければならないのですか

必ずしも同じ日に実施していただく必要はありませんが、どちらもイベント実施時等ではない平常時の商店街の利用時間に行くこととし、同じ日に実施しない場合でも、できる限り間隔が空かないように測定を行ってください。

なお、地域文化資源活用交流促進事業については、事業実績報告において、イベント当日の商店街等の歩行者通行量、外国人観光客数及びイベント会場の歩行者通行量、外国人観光客数を報告することが必要です。

1 3 目標数値は出来るだけ高く設定したほうが良いですか

事業実施前の歩行者通行量や売上高等を基に、近年の増加・減少の推移等を考慮した上で、事業実施効果として適正な数値を設定していただき、出来る限り向上するよう努めてください。

なお、事業終了後、3年間にわたって、事業実施効果報告を必ず提出していただきます。目標数値を達成した場合には実施事業の成功要因を、未達成の場合にはその後の具体的な対応策を報告していただきます。

1 4 地域文化資源を所有等する団体等からの承諾書はどこに依頼すればよいでしょうか

活用予定の地域文化資源を管理、継承しているまたはその地域文化資源の担い手となっている団体などに、実態に応じて、承諾書の作成を依頼してください。

例えば、活用する地域文化資源が、城郭であれば城管理事務所などが、美術・工芸品であればそれらを統括する協同組合や工業組合などが想定されます。

本事業においては、地域文化資源を所有等する団体等からの承諾書の提出がない場合は、書類不備となり対象にはなりません。

## V その他

### 1 補助対象事業はいつまでに完了すれば良いですか

補助対象事業は平成31年3月29日（金）までに完了するものに限りま

### 2 交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか

交付決定日前に事業を開始した場合（発注、注文、契約等）は、その経費は対象外となります。

### 3 事業終了後、数年間にわたり実施効果を報告する必要があるのですか

事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後、3年間にわたって、事業実施効果報告を必ず提出していただく必要があります。

また、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業に係る事業効果の詳細な内容等について報告しなければなりません。

以上